

消 防 救 第 41 号
令和 5 年 2 月 27 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公 印 省 略）

首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路を消防活動のため使用する車両の取扱いについて

平素より、救急行政の推進について御尽力いただき御礼申し上げます。

救急出動先からの帰署時の高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路」という。）通行料金の取扱いについては、消防庁と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路会社の間で、「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」を締結し、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成 17 年国土交通省告示第 1065 号）第 3 号に該当する消防活動のため使用する車両の高速道路の通行料金の取扱い等について定め、「消防活動のため使用する車両の高速道路通行料金の取扱いに係る協定等について」（令和 3 年 1 月 15 日付け消防救第 8 号）によって周知したところです。

この通知において、必要に応じ周知するとしていた首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路（以下「3 高速道路」という。）における取扱いについて、3 高速道路を管理する各社と協議した結果、すでに覚書等による取り決めを行っている消防本部は現状の取扱いを継続することとしたうえで、覚書等による取り決めを行っていない消防本部の告示第 3 号に該当する車両が 3 高速道路を通行する際の手順を別添の通り定めることで、各社と合意しましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、本通知の内容について御了知の上、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問合せ先】 消防庁救急企画室

小味補佐、入江係長、大浦事務官

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp

消防活動のため使用する車両の高速道路の利用について

首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路を、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成17年国土交通省告示第1065号）第3号に該当する車両が通行するにあたって、覚書等による取り決めがなされていない消防本部による手順等は以下のとおりとする。

1 証明書の様式等

- (1) 消防本部の長（以下「証明書発行者」という。）は、消防活動のため高速道路を使用する車両に対して公務従事車両証明書（以下「証明書」という。）を発行することができるものとする。
- (2) 証明書の様式は、別記様式1のとおりとする。
- (3) 証明書発行者は、消防車両1台ごと、通行1回ごとに、予定される経路上における2に定める通行方法により必要となる証明書を発行するものとし、必要数を超える証明書を発行してはならない。
- (4) 証明書の有効期間は、発行の日から1箇月とする。
- (5) 証明書発行者は、毎年度、別記様式2の公務従事車両証明書発行状況表を作成し、その翌年度末まで保管するものとする。また、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社が提出を求めた場合には、速やかにこれを提出しなければならない。

2 証明書による通行方法

- (1) 入口料金所において通行券を発行し、出口料金所で料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、入口料金所で通行券を受け取り、出口料金所で通行券及び証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。
- (2) 入口料金所又は出口料金所にて、区間毎に設定された料金又は均一の料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。
- (3) 2(1)及び(2)に定める場合であって、料金精算機を設置している料金所を通行するため証明書を料金所係員に手渡しできない場合の取扱いについては、当該料金所係員の指示に従い通行する。
- (4) 2(1)、(2)及び(3)に定めのない料金徴収方式の高速道路において証明書により料金所を通行する場合は、当該料金所係員の指示に従い、通行する。

3 証明書不携帯の場合の特例

- (1) 消防活動のため高速道路を使用する車両が、緊急やむを得ず証明書を携帯できなかった場合は、当該車両の乗車員の身分証明書を料金所係員に提示し、当該乗車員の名刺に通行日時、出入口料金所名及び通行車両の自動車登録番号又は車両番号を記入のうえ、通行券とともに料金所係員に手渡して通行することができるものとする。この場合、当該車両に係る証明書発行者は、事後速やかに、当該通行に係る所要事項を記入した証明書を発行し、当該通行に係る料金所あて送付するものとする。

4 その他

- (1) 本手順の運用は令和5年2月27日から有効とする。

別記様式 1

1 0 c m

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	令和 年 月 日
通行道路名及び 通行区間	道路名 I C から I C まで
乗車責任者の 職名・氏名	職名 氏名
自動車登録番号 又は車両番号	
用務	
<p>上記利用は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第 3 号に該当する用務の利用であることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>発行者 職名</p> <p>氏名 ㊟</p>	
<p>注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本証明書は、車両 1 台の通行 1 回につき 1 枚を使用する。 2. 本証明書の有効期間は、発行日から 1 ヶ月間とする。 3. 料金精算機を設置している料金所等については、料金所係員の指示に従い通行すること。 4. ETC レーン及びスマート IC を本証明書で通行することはできない。 	

1 4 c m

【注】発行番号は一連番号とする。

